

金武町における照明弾落下事故に抗議する意見書

2019年12月5日午後3時半ごろ、金武町伊芸区において、米軍の訓練で使用した60ミリ迫撃砲照明弾3発が民間地に落下する事故が発生した。

落下物は、伊芸区の住宅地そばの水田や沖縄自動車道近くの木の上や区内川沿いの道路上でも発見されるなど、周辺では農作業に従事する住民もいることから、一歩間違えば人命にかかわる重大な事故につながりかねず看過することのできないものである。

今回の事故は対岸の火事ではなく、基地の所在する市町村並びにキャンプ・シュワープを抱える当市の住民を含めた全ての県民が危険と隣り合わせの生活を強いられていることに強い不安と恐怖を与えている。

事故が起こるたびに事故原因の究明及び再発防止等を求めてきたにもかかわらず、事故原因の説明もなく訓練を再開させ、事故を繰り返す米軍の姿勢に対して激しい憤りを禁じ得ない。

よって名護市議会は県民の生命・財産を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 事故原因の徹底的な究明と実効性のある再発防止策を講じるとともに、県民に公表すること。
- 2 キャンプ・ハンセン、キャンプ・シュワープを含む県下の米軍基地内で照明弾を使用した訓練を廃止すること。
- 3 住宅地付近での訓練、演習を恒久的に中止すること。
- 4 落下した照明弾による土壌、農作物及び人体への影響がないか調査を実施すること。
- 5 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年1月21日

沖縄県名護市議会

宛先 内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、
衆議院議長、参議院議長、沖縄防衛局長、外務省特命全権大使（沖縄担当）